

令和3年度 津市水道事業指定給水装置工事事業者講習会 アンケートについての質問と回答

質問：宅内配管で漏水がある場合、工事業者はどこに依頼しても良いですか。

回答：津市水道事業給水条例第10条に基づき、漏水の場合であっても再配管するなど給水装置の変更及び修繕については工事申込みが必要となるため、津市水道事業指定給水装置工事事業者への依頼が必要です。ただし、部分的な修繕や器具の修繕など軽微な変更及び修繕についてはその限りではありません。

また、津市水道事業指定給水装置工事事業者が宅内漏水を修繕した際は、津市水道料金減免取扱要綱に基づき、水道料金減免申請書を提出していただくことも出来ます。減免の対象となるかについては営業課（059-237-5805）にお問い合わせください。

質問：古い鉛管の取り扱いについて取替や修繕などで無償・有償の区分け表があるとありがたいです。

回答：鉛管の取替や修繕などで無償・有償の区別票を作成する予定はございませんが、ホームページ上で「水漏れしていたら」と検索いただくと給水管の修繕負担の範囲がご覧になれます。

局負担の管理範囲で漏水があれば、基本的には管種によらず、局で公道から止水栓または第一バルブまでの修繕を行ないます。その際に鉛管の場合、メーターを過ぎた宅内側についても50cmから1m程度の範囲を取替しています。局の管理範囲で止水栓不良や漏水などの不具合がない場合は、局負担での修繕対応はしておりませんので、個人での対応となります。

質問：時間の余裕のある時に講習ができるのでよかったですと思います。今後この形式でおこなっていただけるとありがたいです。

回答：頂いたご意見は、今後の参考にさせていただきます。

質問：修繕の情報も各戸の図面や本管の図面に載せてほしい。また本管敷設替えの際、旧管を撤去せずに残す場合はその情報も配管図に反映してほしい。

回答：情報がある箇所については、配管図面に修繕の情報や旧管の情報を印刷することができますので、配管調査時にお申し付けください。

質問：各種申請書類様式について、捺印不要としてほしい。

回答：工事申込書などの申請書について、申込者が自筆で記入していただいた場合は捺印不要となります。捺印が必要な書類については、ご意見を踏まえて今後検討してまいります。

質問：水道工事に伴う、工事事務所への占用申請や書類提出窓口について提出窓口を水道局で統一してほしい。

回答：水道管を埋設することになるので、道路占用許可申請書の内容審査は局が行なう必要がありますが、道路法に基づく占用の許可については、各道路管理者が行っておりますので、現在の手続きでご理解のほどよろしくをお願いします。

質問：開発行為における手続きについて水理計算書をなくしてほしい。他の市町では本管の口径で分岐する水道メーターの数を決定している。

回答：津市の開発技術基準においても水理計算をすることと明記されています。これには開発区域外の利用者みなさんにも影響がないことを確認する目的もございますので、省略することは出来ません。ご理解のほど、よろしくをお願いします。

質問：講習会資料の事故事例がわかりやすく、実務に役立つ項目だったので、今後も充実させてほしい。

回答：頂いたご意見は、今後の参考にさせていただきます。

質問：来年度以降も講義形式の実施が難しいのであれば、講義を動画（YouTube など）で配信してもよいかもしれない。

回答：頂いたご意見は、今後の参考にさせていただきます。

質問：市町村によって各種申請書の様式が違い、またその取扱いが違うことに戸惑います。申請書の様式だけでも県下で統一していただければ大変ありがたいです。

回答：各事業者が自治体の実情に併せて条件を定めていることもあり、統一は難しいと考えます。県下で各事業者の会議等の機会があれば頂いたご意見を報告させていただきます。

質問：開発行為の範囲、内容について詳細の確認をしたい。

回答：開発については、本庁の開発指導室（059-229-3182）へお問い合わせください。その上で、どのように給水が可能であるかは水道工務課とご協議ください。